

大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく  
年次報告書  
(平成24年度)



平成25年11月  
大阪府

## 目 次

1. 条例制定の経緯・条例の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 府・市町村の児童虐待防止等に関する施策の実施状況・・・ 5
- （資料1）児童虐待相談の状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- （資料2）大阪府子どもを虐待から守る条例関係データ・・・・・・ 14
- （資料3）大阪府子どもを虐待から守る条例・・・・・・・・・・・・ 15

## 1. 条例制定の経緯・条例の特徴

### 条例制定の経緯

大阪府子ども家庭センターに寄せられる児童虐待相談の対応件数及び市町村の児童虐待相談対応件数は、年々増加傾向にあります。

また、平成 22 年は、大阪府内において児童虐待により子どもが亡くなるなど重大な事案が相次いで発生しました。こうした状況を受け、平成 22 年 9 月大阪府議会において、「大阪府子どもを虐待から守る条例」が議員提案により可決、平成 23 年 2 月に施行されました。

この条例は、市町村や府民、保護者等とともに、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、府民全体で虐待から子どもを守るための取組みのあり方などを定めています。

本報告書は、条例第 9 条の規定に基づき、府や市町村の施策の実施状況などについて、毎年度公表することを目的に作成するものです。

### 条例前文

未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域が連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めなければならない。すべての子どもの健やかな発育を保障することは、社会全体の責任である。

しかしながら、貧困が広がり、地域のつながりが希薄になるもとで、子どもへの虐待は後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、死に至らしめる事件も少なからず発生している。

子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず許されないことであり、子どもに対する著しい人権侵害であることを自覚しなければならない。

私たちは、未来を担う子どもを虐待から守り、心豊かに育つ環境づくりのために地域の力を結集することをめざし、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、府の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村や府民、保護者等とともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第 3 条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。

3 府民全体として、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

## 条例の特徴

### (1) 経済的虐待の明確化【第2条第3号関係】

児童虐待防止法に定める「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に加え、「経済的虐待（保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分すること）」についても、虐待の一態様として明確化しました。（なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前からこれらの子どもについても要保護児童として必要な援助を行っています。）

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

①、② 略

③ 虐待 法第2条に規定する児童虐待及び経済的虐待（保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいう。以下同じ。）をいう。

### (2) 48時間以内の安全確認【第13条第1項関係】

虐待通告があった場合、（必要があると認めるときは）48時間以内に直接目視を基本として子どもの安全を確認しなければならないことを条例で位置づけました。（なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前から48時間以内の安全確認を原則としていません。）

#### (通告等に係る対応)

第13条 子ども家庭センター所長は、虐待（経済的虐待を除く。以下この項において同じ。）を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから少なくとも48時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

### (3) 住宅を管理する者への協力依頼【第13条第3項関係】

居宅における子どもの安全確認のためには、共同住宅等の管理者の協力が必要不可欠であることから、住宅を管理する者に対して安全確認の協力を求めることを明記しました。（なお、子ども家庭センターでは、条例制定以前から必要に応じて住宅管理者等への協力を依頼しています。）

3 府は必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他児童の安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

### (4) 報告書の作成【第9条関係】

毎年、府及び市町村の虐待防止施策の実施状況等について報告書を作成し、公表することとしました。

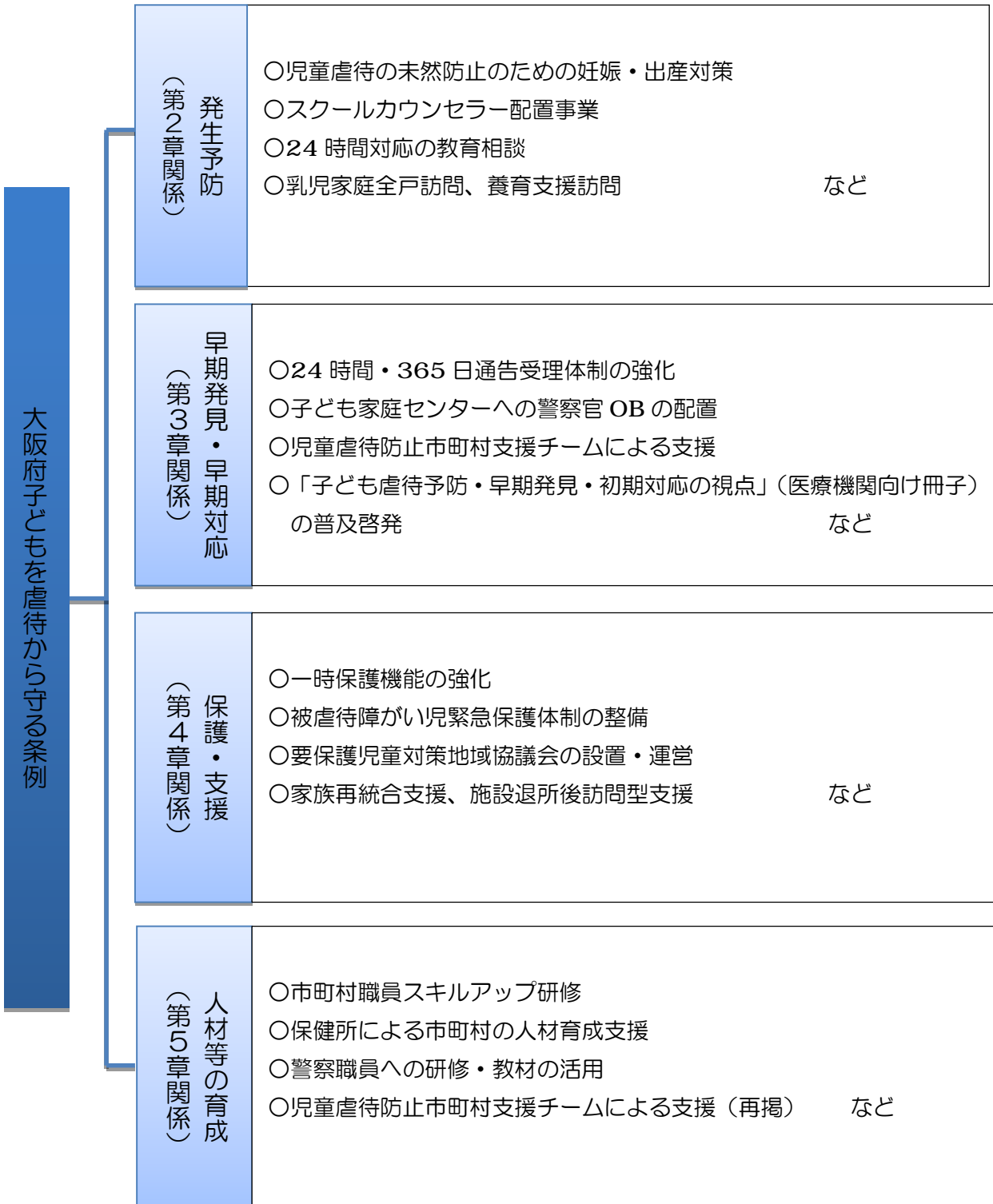
#### (年次報告)

第9条 知事は、毎年、虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

## 2. 府・市町村の児童虐待防止等に関する施策の実施状況（平成 25 年度）

### (1) 取組体系



発生予防の取組み

- 若年層を対象に虐待予防に取り組みます
- 養育に不安や困難のある保護者を支援します

・「子ども虐待予防・早期発見・初期対応の視点」(医療機関向け冊子)の普及啓発(健康医療部)

日常診療における児童の虐待予防・早期発見・早期対応・関係機関等との連携に役立てられるよう、標記冊子の医療機関等への普及を図るとともに、医師・医療従事者等に対して研修会等による効果的な啓発を行います。

・児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策(健康医療部)【H23～】

「望まない妊娠相談窓口である「にんしんSOS」を充実して、関係機関と連携した支援を行うとともに、対象者に相談窓口を活用してもらえるよう幅広く案内していきます。(24年度実績：相談延べ件数 電話 660件、メール 387件)

また、妊婦と胎児の健康を守るための妊婦健康診査の受診を勧める取組を行っています。

・若年層に対する「命の大切さ」の啓発(健康医療部)【H23～】

妊娠・出産期から始まる母子の健康及び安全確保を図るため、とりわけ、今後親世代となる若年層に対して、生命や母子の健康に関する知識を学んでいただく事業を実施しています。

・スクールカウンセラー配置事業(教育委員会)

中学校に臨床心理士を配置して、児童生徒の心のケアを行うとともに、学校内の教育相談体制の充実を図っています。(24年度実績：総相談件数 208,916件、うち虐待に関するもの 2,884件)

・スクールソーシャルワーカー活用事業(教育委員会)

問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に派遣し、主に、子どもたちの生活環境の改善に働きかけるよう、学校とともに問題の背景や要因についての見立てを行って支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図っています。(24年度実績：総相談件数 3,521件、うち虐待に関するもの 723件)

・障がいのある生徒の高校生活支援事業(教育委員会)【H23～】

府立高校の要望に応じて、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、ケース会議への出席の他、生徒・保護者への直接面談等を通して、学校の教育相談体制に関する助言を行っています。(25年度(H25.7.31時点)ですべての府立高校 154校に配置(※全日制、定時制をそれぞれ1校として計上))

・ **24 時間対応の教育相談（教育委員会）**

24 時間対応の電話相談窓口を設置し、児童虐待を含めた教育相談を実施しています。（24 年度実績：24 時間教育相談総相談件数 2,387 件、うち虐待に関するもの 14 件）

・ **児童家庭支援センターの運営**

児童養護施設等の培ってきた育児ならびに教育のノウハウを活かして、18 歳未満の子どもに関する様々な相談に対応する児童家庭支援センターを設置し、子育てに関する相談を受け付け、地域に密着したきめ細かな支援を行っています。（運営：社会福祉法人阪南福祉事業会）（24 年度実績：延べ 552 人からの相談に対応）

・ **障がい児者虐待防止対策支援事業【H23～】**

府内の障がい児者入所施設において急激に増加している虐待事案に対応し、施設のサービスを改善するため、第三者を支援員として施設に派遣する事業を実施しています。（24 年度実績：119 施設へ平均 5 回訪問）

また、障がい者虐待防止法に基づき、障がい福祉施設管理者・従事者を対象とした実践的研修を実施しています。（24 年度実績：1000 人受講）

・ **乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）（市町村事業）**

生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児支援家庭訪問事業をはじめとした適切なサービスを実施しています。（全市町村で実施）

・ **養育支援訪問（市町村事業）**

出産後間もない時期の家庭に子育て経験者や産褥ヘルパーを派遣して育児等の援助を行っています。また、対人接触を凶ろうとしないなどの育児困難な家庭に保健師等を派遣して専門的な支援も行っています。（24 年度実績：36 市町村（政令市・中核市を除く）で実施）

・ **乳幼児健診の実施（市町村事業）**

母子保健法の規定に基づき、乳幼児を対象に、身体の発育・発達状態や栄養状態等の健康診査を実施しています。（全市町村で実施）

・ **【新規】医療機関（産婦人科）における支援の推進（健康医療部）【H25～】**

早期にハイリスク妊産婦に関わる医療機関（産婦人科）において、複雑な問題を抱えたハイリスク妊産婦の現状を理解し、より早い段階から必要な情報を伝えたり、適切な支援を行うことのできる人材（医師、看護師、MSW等）の育成を図ります。

・ **【新規】ハイリスク妊産婦に寄り添い支援する人材の育成（健康医療部）【H25～】**

妊産婦に寄り添い支援ができるよう、助産師にスーパーバイズ機能を与える「妊産婦サポートリーダー」を養成するとともに、養成した妊産婦サポートリーダーが医療機関や助産所、地域母子保健サービス等の現場においてコンサルテーション研修を行うことにより、ハイリスク妊産婦を支援できる人材を増やします。

## 早期発見・早期対応の取組み

- 府民がためらわず通告できるよう広報啓発に取り組みます
- 地域の関係機関が早期発見・対応できるよう支援します
- 通告を受ける子ども家庭センター・市町村等の体制強化に努めます

### ・子ども家庭センターへの警察官 OB の配置【H23～】

児童虐待通告受理後の児童の安全確認・安全確保を適切かつ円滑に行うため、警察官 OB を子ども家庭センターに配置しています。

### ・児童虐待防止市町村支援チーム【H23～】

市町村が虐待のリスクの高い事案を適切に把握し、対応できるよう支援するため、子ども家庭センターOB・OG や弁護士、医師等の専門家からなる府児童虐待防止市町村支援チームを市町村に派遣しています。（24 年度実績：13 市町計 61 回派遣）

### ・住宅管理者への条例の周知

公営住宅等や民間住宅の管理者に本条例について説明を行い、リーフレットを配布するなど周知を図っています。（24 年度実績：約 3,000 部配布）

### ・子ども家庭センターの体制強化

子ども家庭センターに平成 23 年度以降児童福祉司等 25 名を増員し、チームでのケース対応や事案の進捗管理の徹底など、体制の強化を図っています。

### ・チャイルド・レスキュー110 番（24 時間受理対応）（警察本部）【H12～】

府警察本部に児童虐待専用相談電話を設置し、24 時間 365 日の体制で相談を受け付けています。

### ・子ども家庭センターにおける 24 時間・365 日通告受理体制の強化

子ども家庭センターにおいて、夜間・休日を問わず、児童虐待通告を受理し、対応しています。



- ・ 広報啓発事業

11月の児童虐待防止推進月間を中心に、そのシンボルである「オレンジリボン」と児童虐待防止を広く普及させるためのキャンペーンを実施しています。



通告促進（条例周知）のリーフレット

- ・【新規】被虐待児こころのケア機能強化事業

被虐待児に対し、子ども家庭センターの専任スタッフが集中的に医学的、心理的治療を実施しています。

- ・【再掲】「子ども虐待予防・早期発見・初期対応の視点」（医療機関向け冊子）の普及啓発（健康医療部）

- ・【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業（教育委員会）

- ・【再掲】障がいのある生徒の高校生活支援事業（教育委員会）【H23～】

- ・【再掲】障がい児者虐待防止対策支援事業【H23～】

## 保護・支援の取組み

- 虐待対応の増加に応じ一時保護の受け入れ体制を整備します
- 虐待の再発防止に向けた保護者支援プログラムを実施し家族再統合を推進します

### ・【拡充】一時保護機能の強化

一時保護所において、一時保護児童に適切な支援、教育を実施するための学習支援協力を配置しています。また、25年8月に新たな一時保護所を開設しました。

### ・被虐待障がい児緊急保護体制の整備【H23～】

福祉型障がい児入所施設（旧：知的障がい児施設）に、一時保護所では対応が困難な知的障がい児の緊急保護機能（保護・行動観察・短期支援）を付与し、心理担当職員を配置して心理的ケア等の支援を行っています。（24年度実績：一時保護児童 11名延べ 342日）

また、府立福祉型障がい児入所施設に配置した療育改善支援員が、府管福祉型障がい児入所施設 4施設を巡回し、療育環境の改善を支援するとともに、ケアの質の向上のための研修等を実施しています。（24年度実績：療育改善支援員による訪問支援 計 85日）

### ・家族再統合の支援等

大阪府で作成した「家族再統合援助ガイドライン」、「施設退所児童援助プログラム」を活用し、子ども家庭センター職員への研修を実施しています。

### ・児童虐待等危機介入援助チームの活用

深刻な虐待等、子どもの権利侵害の訴えに適切に対応するため、法律や小児・児童精神医療等の専門家からなる児童虐待危機介入援助チームを設置し、子ども家庭センターと連携して子どもへの援助を行っています。（24年度実績：委員 87名のべ 1,088回）

### ・市町村要保護児童対策地域協議会への支援

福祉、保健、教育、人権擁護などの機関が参画している虐待防止ネットワークを児童福祉法に基づき要保護児童対策地域協議会に移行、充実させました。（22年4月に府内全 41市町村に設置）

### ・家族再統合支援事業

子ども家庭センターとNPO法人等の専門機関が協働して、「子どもを虐待してしまった、あるいは虐待するおそれのある保護者」及び「虐待を受けた子ども」への支援プログラムの導入を通じて効果的な支援手法を確立することにより、再発防止や家族再統合に向けた支援を行っています。

### ・【再掲】被虐待児こころのケア機能強化事業

## 人材等の育成の取組み

○虐待に対応する市町村等の人材育成を支援します

- ・ **市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修**

市町村において児童家庭相談が円滑に行われるよう、市町村職員向け児童家庭相談のガイドラインを改定するとともに、市町村職員に対する12日間24講座の研修を実施しています。（24年度実績：35市町の職員延べ1,006人が受講）

- ・ **【再掲】児童虐待防止市町村支援チームの派遣**

- ・ **保健所による市町村の人材育成支援（健康医療部）【H23～】**

社会的ハイリスク妊婦や母子に対する適切な保健指導や支援が行えるよう、府保健所が市町村保健センターの人材育成を行っています。

- ・ **児童虐待対応力強化のための視聴覚教材による研修（警察本部）【H23～】**

児童虐待を認知した際の具体的な対応要領や虐待を見分けるポイント等について、視聴覚教材（教養DVD）を活用して、警察職員の対応力の強化を図ります。

- ・ **児童虐待対応携帯用小冊子の活用（警察本部）【H24～】**

児童虐待の対応時の着眼点等をまとめた警察官用の小冊子を活用し、的確な対応に繋がります。

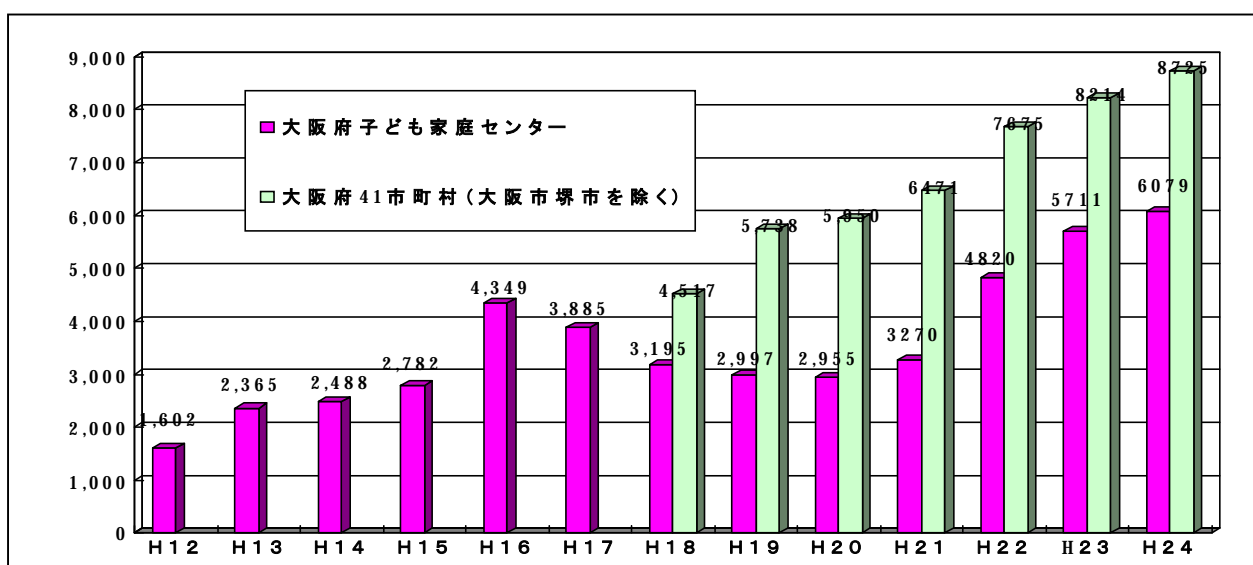
- ・ **【再掲】「子ども虐待予防・早期発見・初期対応の視点」（医療機関向け冊子）の普及啓発（健康医療部）**

(資料1) 児童虐待相談の状況

(1) 全国及び大阪府における児童虐待相談対応件数の推移 (単位：件)

	H20	H21	H22	H23	H24
全国児童相談所	42,664	44,211	56,384	59,919	66,807
大阪府子ども家庭センター	2,955	3,270	4,820	5,711	6,079
府内41市町村(政令市除く)	5,950	6,471	7,675	8,214	8,725

大阪府子ども家庭センターと大阪府41市町村における虐待相談対応件数の推移



(2) 大阪府子ども家庭センターにおける平成24年度の状況

① 児童虐待相談の経路 (単位：件、%)

	家族		親戚	近隣・知人	児童本人	児童相談所	福祉事務所	児童委員	保健所・保健センター	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
	虐待者	虐待者以外													
相談件数	300	292	163	1,279	56	1,232	492	29	56	157	164	1,219	330	310	6,079
構成比	4.9	4.8	2.7	21.0	0.9	20.3	8.1	0.5	0.9	2.6	2.7	20.1	5.4	5.1	100

② 児童虐待相談の主な虐待者

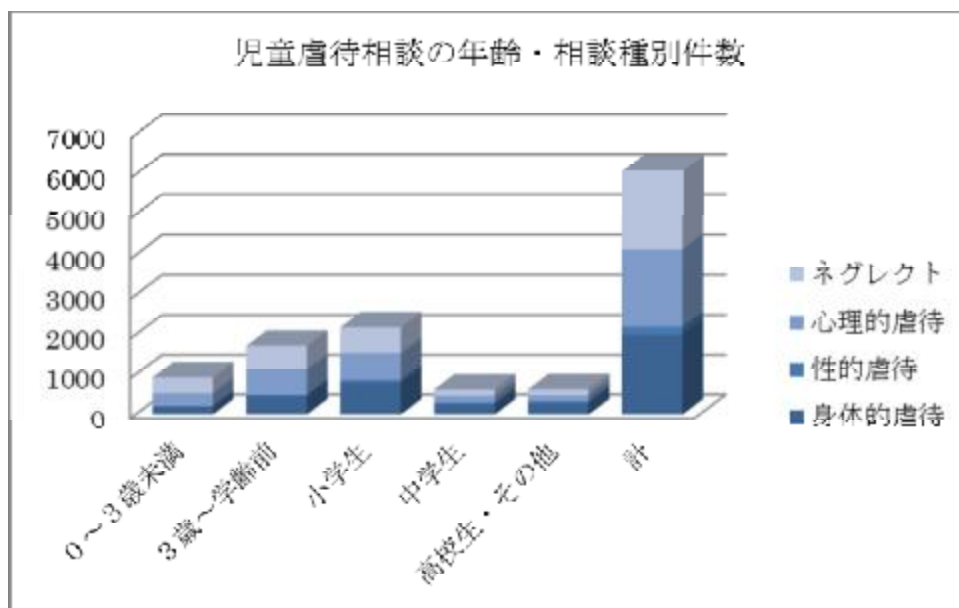
(単位：件、%)

	実父	実母	実父以外の 父親	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	1,505	3,560	313	61	640	6,079
構成比	24.8	58.6	5.1	1.0	10.5	100

③ 児童虐待相談の年齢・相談種別件数

(単位：件、%)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	構成比
0～3歳未満	207	6	318	392	923	15.2
3歳～学齢前	463	29	640	590	1,722	28.3
小学生	790	68	681	644	2,183	35.9
中学生	259	41	164	160	624	10.3
高校生・その他	281	53	141	152	627	10.3
計	2,000	197	1,944	1,938	6,079	100
構成比	32.9	3.2	32.0	31.9	100	



④ 相談事由別一時保護の実施状況（虐待以外の相談によるものも含む）

(単位：人、日)

	虐待	その他 養護	障がい	非行	育成	保健・ その他	計
保護人数	1,012	469	19	296	105	5	1,906
延べ保護日数	29,187	8,190	394	3,602	1,573	43	42,989

⑤ 虐待相談対応における一時保護件数（委託一時保護を含む）の推移

年度	一時保護所	委託一時保護	一時保護計	内職権保護
H21年度	318	207	525	382
H22年度	314	345	659	485
H23年度	347	465	812	675
H24年度	410	602	1,012	851

⑥ 立入調査・警察官の同行

年度	立入調査	警察官同行
H21年度	12	12
H22年度	15	20
H23年度	14	15
H24年度	17	17

⑦ 法的対応

年度	28条請求	内承認	親権喪失 請求	親権停止 請求	後見人選任 請求	後見人解任 請求
H21年度	19	18	0	—	0	0
H22年度	21	14	0	—	0	0
H23年度	23	22	2	—	0	0
H24年度	18	11	0	3	0	0

⑧ 児童虐待相談後の状況 (単位：件、%)

		児童福祉施設入所、 里親・保護受託者委託	面接指導	その他	計
H21	件数	253	2,935	82	3,270
	構成比	7.7	89.8	2.5	100
H22	件数	244	4,455	121	4,820
	構成比	5.1	92.4	2.5	100
H23	件数	270	5,303	138	5,711
	構成比	4.7	92.9	2.4	100
H24	件数	246	5,669	164	6,079
	構成比	4.0	93.3	2.7	100

(資料2) 大阪府子どもを虐待から守る条例関係データ (平成24年度)

① 経済的虐待相談の件数 (条例第2条第3号関係)

(単位: 件)

	子ども家庭センター	市町村
中学生未満	0	1
中学生	0	0
高校生・その他	1	1
計	1	2

② 48時間以内の安全確認実施件数 (条例第13条第1項関係)

(単位: 件)

	子ども家庭センター	市町村
安全確認件数	5,285	3,032
48時間以内の安全確認件数	4,799	2,507
直接確認件数	1,526	1,026
間接確認件数	3,273	1,481

③ 住宅管理者等への協力依頼件数 (条例第13条第3項関係)

(単位: 件)

	子ども家庭センター	市町村
依頼件数	2	4
協力が得られた件数	2	4

### (資料3) 大阪府子どもを虐待から守る条例

未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域が連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めなければならない。すべての子どもの健やかな発育を保障することは、社会全体の責任である。

しかしながら、貧困が広がり、地域のつながりが希薄になるもとで、子どもへの虐待は後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、死に至らしめる事件も少なからず発生している。

子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず許されないことであり、子どもに対する著しい人権侵害であることを自覚しなければならない。

私たちは、未来を担う子どもを虐待から守り、心豊かに育つ環境づくりのために地域の力を結集することをめざし、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、府の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村や府民、保護者等とともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。

(2)保護者 法第2条に規定する保護者をいう。

(3)虐待 法第2条に規定する児童虐待及び経済的虐待(保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいう。以下同じ。)をいう。

(4)関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

##### (基本理念)

第3条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に配慮しなければならない。

3 府民全体として、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

##### (府の責務)

第4条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策(以下「虐待防止施策」という。)を策定し、これを実施しなければならない。

2 府は、子どもを虐待から守るために、子ども家庭センターの体制を毎年検証し、きめ細かな対応ができる体制及び施設の整備をしなければならない。

3 府は、子どもを虐待から守るために、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、府が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

4 府は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村及び関係機関等と連携し、並び



に府民及び虐待の防止に取り組む地域の団体の協力を得るものとする。

5 府は、市町村（大阪市及び堺市を除く。以下同じ。）が実施する子どもを虐待から守ることに係る施策（以下「市町村の施策」という。）を支援するよう努めなければならない。

（府民との協働）

第5条 府は、府民に対して子どもを虐待から守ることに係る理解の促進に努め、府民は、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めるものとする。

（保護者との協働）

第6条 府は、保護者に対して自らが子育てについての第一義的責任を有することの認識を深めさせ、保護者は、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めるものとする。

（関係機関等との協働）

第7条 府は、市町村と連携し、関係機関等が行う子どもを虐待から守ることに係る取組（以下「関係機関等の取組」という。）について必要な支援を行うものとする。

2 府は、関係機関等に対し、府が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

（基本計画）

第8条 知事は、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府子ども条例（平成19年大阪府条例第5号）第10条第1項に基づき策定する計画に、次に掲げる事項を盛り込まなければならない。

(1)子どもを虐待から守ることに係る目標及び虐待防止施策についての基本的な方針

(2)前号に掲げるもののほか、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（年次報告）

第9条 知事は、毎年、虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めるものとする。

（啓発活動）

第10条 府は、子どもを虐待から守ることに係る府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第2章 予防

第11条 府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を行うよう努めるものとする。

2 府は、虐待を未然に防止するため、市町村と連携し、子どもの虐待を防止するための人権教育の推進に努めなければならない。

3 府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

## 第3章 早期発見及び早期対応

（早期発見）

第12条 府は、子どもに対する虐待が早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等との連携を十分図るとともに、子育てを見守る地域社会で、虐待の早期発見と防止のネットワークを確立できるよう必要な支援を行うものとする。

（通告等に係る対応）

第13条 子ども家庭センター所長は、虐待（経済的虐待を除く。以下この項において同じ。）を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要がある

と認めるときは、通告を受けてから少なくとも 48 時間以内に当該子どもを直接目視することを基本として、面会、面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けた子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

3 府は必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他児童の安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

4 前項により、府から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第 14 条 府は、市町村及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 府は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(安全の確保のための協力)

第 15 条 子ども家庭センター所長は、法第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第 9 条の 3 第 1 項の規定による臨検若しくは捜索及び同条第 2 項の規定による調査若しくは質問又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護を行うに際し、必要があると認めるときは、警察及び市町村に対し、子どもの安全の確認及び確保のための協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第 16 条 府は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、市町村及び関係機関等と通告に係る子ども及びその家庭に関わる情報を共有し、活用することができる。

#### 第 4 章 保護及び支援

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第 17 条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

(虐待を行った保護者への援助等)

第 18 条 府は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための援助の徹底等に努めなければならない。

(子ども自身による安全確保への支援)

第 19 条 府は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

#### 第 5 章 人材等の育成

(人材等の育成)

第 20 条 府は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を実施するものとする。

2 府は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、子育てに関する支援及び虐待の防止に取り組む地域の団体等の育成に努めるものとする。

**（要保護児童対策地域協議会への支援）**

**第 21 条** 府は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。）の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

**附 則**

**（施行期日）**

**1** この条例は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

**（大阪府附属機関条例の一部改正）**

**2** 大阪府附属機関条例（昭和 27 年大阪府条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表大阪府子ども施策審議会の項中「子ども施策」の下に、「（大阪府子どもを虐待から守る条例（平成 22 年大阪府条例第 105 号）第 4 条第 1 項に規定する虐待防止施策を含む。）」を加える。